

令和 5(2023)年度 公益社団法人 福島原発行動隊事業計画書

【基本方針】

平成 23(2011)年 3 月 11 日発災の東京電力福島第一原発事故を収束するため、計画的、継続的、総合的に事業を展開する。団体発足の原点「事故収束 に身を挺して当たる」に立脚し、収束行動に備える訓練や東京電力福島第一 原子力発電所の現況把握の活動(廃炉事業 Watcher)を継続していく。また、国会、内閣に対して、事故収束事業に高齢者を活用する体制の整備を継続して要請する。

令和1(2019)年度に団体の公益事業として認定された「福島復興支援事業」をより多角的に推進していく。

原子力学会は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に 100 年ないしは 300 年を要するとしている。福島原発行動隊の活動を長期に継続していくためには会員拡大が喫緊の課題であり、リーフレットの更新等により行動隊の活動の最新状況を広く知らせることに務める。

【事業内容】

1. 東京電力福島第一原子力発電所構内および周辺環境放射線モニタリング事業

- 1) 放射性物質汚染対処特措法における除染特別地域及び汚染状況重点調査地域内の被災自治体と協定を結び、これら区域内にある被災家屋内 および家屋周辺の線量測定を行う。福島県川内村との覚書を更新し、継続して事業を展開する。
- 2) 学校・病院など公共施設の依頼を受け、その線量測定を行う。
- 3) 大熊町等の「帰宅困難区域」内で環境放射線量の定点測定を帰宅希望の 住民と連携して行う。
- 4) 「中間貯蔵施設」周辺の定期的な環境放射線量を行う。

2. 福島復興支援事業

令和 4 年(2022 年)以降、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の避難指示解除が進んでいる。避難指示解除の具体的な方針が示されていなかった同拠点区域以外の地域についても、避難指示解除による住民の帰還および帰還後の生活再建を目指して「特定帰還居住区域」を市町村長が設定できる制度創設のため、政府は 2023 年 2 月 7 日福島復興再生特別措置法の改正案を閣議決定した。こうした動きにとまぬ住民や企業の帰還/復興が本格的に進んで行くのに対応して福島復興支援事業を積極的に推進する。

事業は住宅内外の放射線量の測定、同整備、除草、清掃、農作業支援等多岐にわたる。この事業で、汚染家屋等の除染作業等実務を通じて「原子力発電所事故の収束・廃炉」に 協力する際の実務対応

能力の維持/向上を図る。「収束・廃炉への協力」と「復興支援」とを一体として現場作業に臨み、「帰宅困難区域」であっても住民から要望があれば応えていく。

この7年来支援事業を展開してきた福島県川内村の「高田島ヴィンヤード」はワイナリーが完成し、2022年3月からワイン販売が開始されている。ブドウ園整備のための除草、ブドウ樹保全等の現場作業に加えて、生産ワインの商品販売にも力を入れていく。

さらに、2022年度後半に行った特定復興再生拠点区域のある自治体の首長を講師とする院内集会（「明日のわがふるさとを語る」）の成果を踏まえて、新たに各自治体で不足している作業人材を補うための営農支援などに当たることとし、そのための態勢整備に努める。

3. 研修事業

1) 放射線基礎教育

放射線測定技術研修等福島県内及び全国主要都市で、講演会、集会などを開催する。各種 団体からの講演依頼に応じて講師を派遣する。

2) 除染等技術研修

被災地地元の教育機関と提携して事故収束作業を行っている現場で研修を行う。

3) 放射線事故対応作業チームの育成

4) 院内集会を通じた研修

院内集会を一つのテーマで5回程度ずつ連続して行い、原発事故、事故収束 事業等の知見を高める。

5) 東京電力福島第一原子力発電所の現況(廃炉事業の進展)把握(Watcher) に努める。

6) シンポジウム等を開催し、事故収束事業に関する啓蒙活動等に改めて力を入れる。